

宇城広域連合
高機能消防指令設備整備工事
要求水準書

令和 2 年 8 月
宇城広域連合消防本部

目 次

第1章	総則	1
第2章	システムの概要	13
第3章	各装置別機器構成	17
1	指令装置	17
(1)	指令台	17
(2)	自動出動指定装置	21
(3)	地図等検索装置	22
(4)	長時間録音装置	23
(5)	非常用指令設備	23
(6)	指令制御装置	23
(7)	携帯電話・I P 電話受信転送装置	24
(8)	プリンタ	24
(9)	カラープリンタ	24
(10)	カラスキャナ	24
(11)	署所端末装置	24
(12)	支援情報表示装置	24
(13)	データ修正装置	25
2	指揮台	25
3	表示盤	26
(1)	車両運用表示盤	26
(2)	支援情報表示盤	26
(3)	多目的情報表示装置	28
(4)	本部用表示盤	29
(5)	署用表示盤	29
(6)	災害対策室用表示盤	29
4	無線統制台	30
5	指令電送装置	30
(1)	指令情報送信装置	30
(2)	指令情報出力装置	30
6	気象情報収集装置	32
7	災害状況等自動案内装置	33
8	順次指令装置	33
9	音声合成装置	34
10	出動車両運用管理装置	35

(1)	管理装置	35
(2)	車両運用端末装置	36
(3)	車外設定端末装置	39
11	システム監視装置	39
12	電源設備	39
13	統合型位置情報通知装置	40
14	防災無線等集中制御装置	41
15	NET119緊急通報システム	41
16	FAX119受信装置	41
17	メール119受信装置	42
18	構内電話交換設備	42
19	駆け込み通報用電話設備	42
20	署所監視カメラ設備	43
21	消防OAシステム	43
22	避雷装置	45
23	現場映像伝送装置	45
24	拡張台	45
25	調度品・予備品・付属品	45
第4章	施工	47
第5章	検査等	49
第6章	研修	51
別表第1－1		52
別表第1－2		53
別表第1－3		54

第1章 総則

宇城広域連合高機能消防指令設備整備工事要求水準書(以下「本書」という。)は、宇城広域連合(以下「発注者」という。)が発注する宇城広域連合高機能消防指令設備整備事業に伴う工事業務(以下「本業務」という。)に適用し、発注者が要求する製造及び設置施工並びにこれらに付随する業務に関する水準を示すものである。本書は、発注者が本業務に要求する水準について定めたものであり、本業務の基本的な内容について定めるものである。本書に明記されている事項について、それと同等以上の提案を妨げるものではなく、採用する設備、装置、機器類等は必要な能力を有し、かつ、管理的経費の削減を十分考慮したものでなければならない。

本書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な設備、装置、機器等の製造又は調達及び設置施工上当然必要なものは、受注者の責任において全てを完備しなければならない。

1 目的

発注者が行う本業務に関して、最新技術を用いた高機能消防指令設備(以下「本システム」という。)を整備することにより、複雑多様化する消防需要への対応及び消防事務の高度化による消防力の強化を図り、住民の安心・安全な生活の確保を目的とする。

2 事業概要

宇城広域連合消防本部・北消防署新庁舎建設事業(以下「新庁舎建設事業」という。)による庁舎移転に伴い、本システムを新庁舎に整備するものである。なお、本システムについては、消防防災施設整備費補助金交付要綱に定める高機能消防指令センター総合整備事業のⅡ型に準ずる。

3 本システムの概要

本システムは、消防本部の中核機構部門の役割を果たすものであり、火災、救助、救急等をはじめとする各種消防業務における通信連絡体制を迅速に処理して消防活動の効果的運用を図り、被害を最小限にとどめることにより、住民の安心・安全な生活の確保を目的として設置するものであり、119番通報の受付、消防車等の出動指令、車両運用管理、各種消防業務に関する情報処理、現場活動支援、消防車等との無線情報通信等を既設消防救急デジタル無線(以下「デジタル無線」という。)を活用し、円滑、効率的に行い得る機能を有するものとする。

4 用語の定義

(1) 監督職員

発注者が指定した本業務全般を管理する消防本部職員をいう。

(2) 現場代理人

受注者の代理として、施工現場の管理及び作業内容について責任を負う者をいう。

(3) 指示

発注者の発議により、監督職員が本業務に関する方針、基準、計画等を示し受注者に実施させることをいう。

(4) 承認

受注者の発議により、監督職員に報告し、監督職員が同意することをいう。

(5) 協議

発注者又は受注者の発議により、監督職員と受注者が話し合うことをいう。

(6) 通信指令業務

災害通報の受理、消防隊等の出動指令、通信統制、災害情報及び支援情報の収集並びにこれらに付帯する業務をいう。

(7) 新庁舎

新庁舎建設事業(令和4年3月末竣工予定)において整備中の、宇城広域連合消防本部・北消防署庁舎をいう。

(8) 通信指令室

新庁舎に整備する通信指令業務を行う専用室及びその付帯施設(以下「指令室」という。)をいう。

(9) 災害対策室

新庁舎に整備する災害対策指揮を行う専用室(以下「災対室」という。)をいう。

(10) 署所

北消防署、南消防署及び各分署をいう。

(11) 指令員

指令室において通信指令業務を行う職員をいう。

5 本業務方針

本システムは、火災、救助、救急等の活動において、円滑かつ迅速に業務が遂行できるような確な出動指令及び効率的な活動を行うための各種支援情報を提供し、消防力の最大発揮を図るものであること。

- (1) 災害通報の受付から消防隊等に対する出動指令の伝達、災害現場への情報支援及び災害活動に関する一連の業務処理について、正確かつ迅速性が確保されるように、各機器間を有機的に構成するものとする。また、本システムは最新技術を採用し、本システムと署所間の指令回線(データ指令及び音声指令)を単純化し保守性を高めた上で、ランニング費用を削減する構成とする。

- (2) 本システム構成において、部品、材料及び汎用機器については、その時点における最新技術が担保され、長時間使用することに鑑みて将来にわたり互換性、耐久性及び信頼性を有するものを選定すること。また、コンパクト化、省電力化及び低騒音化を図るとともに、冗長性及び耐震性について十分配慮した構造とし、24 時間 365 日連続稼働を担保し、非常時には瞬時に切替運用ができる等、障害発生時の通信指令業務の機能確保及び将来の本システム改修又は更新時に、通信指令業務に支障を及ぼすことなく、円滑に当該改修又は更新が実施できるよう十分な配慮を行うこと。
- (3) 本システムの保守管理、データメンテナンス等が機能を停止することなく容易に行え、機能の変更や追加の作業効率及び経済性を考慮したシステム設計でありデータ更新の反映に自動出動指定装置等の再起動を必要としないシステムであること。
- (4) 社会情勢の変化、法令改正等によるプログラム変更、端末装置等の増設、システム機能等の変更、拡張等に容易に対応できること。
- (5) 消防 OA システムのソフトは、バージョンアップに容易に対応できること。
- (6) 本システムはセキュリティポリシーを遵守し、セキュリティ対策を十分に講じること。
- (7) 本システムは光 IP 網に対応した方式とすること。
- (8) デジタル無線との接続について、必要な機能が実装されること。接続については、提案前に既設デジタル無線構築業者と協議を行い、その後提案を行うこと。費用については受注者の負担とする。
- (9) 本システムの維持管理については、機器設計及び設置施工について巨大地震等の発生を考慮し、可用性を最大限に高めた信頼性の高いシステムとすること。また、点検については、本システムの機能を停止せず実施でき、常時最良の状態での運用を実現させ、かつ、常に運用状況を監視できる構成とすること。
- (10) 既設システムで保有する必要な情報については、情報漏えいに十分に配慮した状態で本システムに全て移行し運用に活用すること。
- (11) 本システムに係るソフトウェア、各種のデータ、地図等のセットアップ、円滑な正常稼働までは、本業務の受注者の責任において確実に行うこと。
- (12) 本システムの切り替えは、運用に支障がないよう十分に注意して実施すること。

6 機密の保持

本業務を実施する上で、発注者から提示され、又は受注者自らが確認した各種のデータは、情報機密の観点から外部に漏れることのないよう万全な措置を講じること。

7 適用範囲

本業務は、実施設計、製造及び施工並びに付随業務について一括発注を行うもので、受注者は、本書に基づき必要なシステムの設計、製造、運搬、据付、既設機器の移設、各種データ入力、データ移行、調整、職員への技術指導、システムの運用支援、運用切替、その他必要な作業を行うとともに、本業務の完了に必要な官公庁等への諸手続きから検査に至る一切の作業を行うものとする。なお、保守点検業務委託については、宇城広域連合高機能消防指令設備保守点検業務委託要求水準書によるものとする。

8 設置場所

設備設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 指令室設備 消防本部・北消防署(熊本県宇土市境目町字柳町地内)

ア 指令室予定面積 約 90 m²

イ 災対室予定面積 約 90 m²(内 30 m²通信事務室)

ウ 機械室予定面積 約 35 m²

※詳細については、添付資料「新庁舎図面」参照

- (2) 署所設備 消防本部・北消防署(熊本県宇土市境目町字柳町地内)

- (3) 署所設備 美里分署(熊本県下益城郡美里町大窪 837-5)

- (4) 署所設備 網田分署(熊本県宇土市上網田町 3651-1)

- (5) 署所設備 南消防署(熊本県宇城市松橋町豊崎 1547-1)

- (6) 署所設備 三角分署(熊本県宇城市三角町中村 102-3)

- (7) 署所設備 豊野分署(熊本県宇城市豊野町山崎 385-1)

- (8) 署所設備 小川分署(熊本県宇城市小川町南部田 130-1)

9 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月11日までとし、履行期間内に本書第5章の検査等、完成検査に規定する完成検査に合格すること。

10 関連文書

本書に適用(引用又は参考)する次の法律、規則、規格等の文書は、本書の一部をなすものであり、特に版の指定がない限り契約時における最新版とする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)の規定に基づく消防防災施設整備費補助金交付要綱
- (2) 電波法及びこれに基づく政令並びに総務省令
- (3) 電気通信事業法及びこれに基づく政令並びに総務省令
- (4) 有線電気通信法及びこれに基づく政令並びに総務省令

- (5) 消防庁告示第 13 号(平成 21 年 6 月 4 日付)
- (6) 消防救急デジタル無線共通仕様書第一版(平成 21 年 9 月総務省消防庁)
- (7) 日本産業規格(JIS)
- (8) 日本電機工業会規格(JEM)
- (9) 電気規格調査会標準規格(JEC)
- (10) 電子情報技術産業協会規格(JEITA)
- (11) 建築基準法及びこれに基づく施行令
- (12) 電気通信設備工事共通仕様書(国土交通省)
- (13) 電気設備技術基準
- (14) 日本電信電話株式会社標準工法
- (15) 宇城広域連合個人情報保護条例
- (16) その他関係法令、規格及び基準

11 特許等

受注者は製造、据付等の各工程において、第三者の有する特許法、実用新案法、意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することのないよう必要な措置を講じ、全ての責任を持つものとする。

12 主任技術者、監理技術者及び現場代理人

- (1) 受注者は、本業務の履行に必要な関係者として、建設業法に定める主任技術者又は監理技術者及び現場代理人(以下「技術者等」という。)を定め、発注者に届け出ること。
- (2) 技術者等は、本システムと同種の工事を担当した実績を保有し、本システムの工事に精通したものを選任し、打合せ、検査等には全て立ち会うこと。
- (3) 現場代理人は現場に常駐し、作業の管理、運営、取締りその他必要な現場管理を行うこと。

13 手続き

受注者は関係法令等に定められた手続きに従い、許可又は認可を受けなければならない。諸法令等の運用、適用、申請、届出、検査、承認等の手続きは、受注者の負担において迅速的確に行うこと。必要な関係官公庁、事業会社等に対する手続きの一切を代行すること。

14 諸経費の負担

- (1) 本業務に係る NTT 回線等の新設時費用(契約費等)、履行期間内の回線使用料等は、受注者の負担とする。また、既設回線等の見直しを図ることとし、必要に応

じ既設専用線等の増設、移設、休止、廃止等の変更を行うものとし、詳細については、別途協議し指示する。

- (2) 本業務に係る検査及び試験の手続きは受注者において行い、これらに要する費用は全て受注者の負担とする。
- (3) 本業務に係る施工着手から運用開始までに必要な上記以外の全ての費用は、受注者の負担とする。

15 実施設計等

- (1) 受注者は、自社の社員の中から管理技術者を選任し、発注者に報告すること。
- (2) 受注者が提出した見積仕様書及び技術提案書等(以下「基本設計図書」という。)については、原則として変更は認めないものとする。ただし、監督官庁等の行政指導等やむを得ない場合にあっては、変更に係る部分について具体的理由及び根拠を示す書面を提示し協議を行うこととする。
- (3) 実施設計は原則として本書及び基本設計図書に基づいて実施するものとする。基本設計図書に対し部分的変更を必要とする場合には、性能及び維持管理上の内容が下回らない限度において、発注者の指示又は承認を得て変更することができ。ただし、この場合の費用の増額は行わない。
- (4) 受注者は、必要な実施設計図書及び施工関係図書を提出し、発注者の承認を得てから機器の製造、施工を実施するものとする。

16 施工内容の変更

- (1) 発注者の指示による場合は、変更に伴う費用の増減について協議により定める。
- (2) 受注者の都合による場合は、あらかじめ変更理由及び内容を明らかにし、文書で監督職員に申し出て、その理由がやむを得ず、かつ、変更内容が同等以上と認められる場合に限り承認するものとする。ただし、変更に伴う費用の増額は認めない。

17 災害及び公害の防止

施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置するとともに、次の事項を遵守しなければならない。なお、費用については全て受注者の負担とする。

- (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
- (2) 公害の防止に努める。
- (3) 善良な現場代理人の注意をもってしても、なお、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置については、監督職員と協議を行うものとする。
- (4) 豪雨、出水、強風その他の災害による災害に対しては、気象予報等に十分な注意を払い、常に万全の措置を講じられるように準備しておかなければならない。

- (5) 災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、その経緯を直ちに監督職員に通知するものとする。

18 養生

在来部分、施工済み部分、未使用材料等で、汚染又は損傷の恐れのあるものは適切な方法で養生を行うこと。なお、費用については、全て受注者の負担とする。

19 発生材の処理

本業務で生じた発生材で、監督職員が指示する引き渡しを要する物は整理のうえ、一覧表を添えて発注者に引き渡すこととし、引き渡しを要しない物は全て構外に搬出し、関係法令に従い適切に処分すること。

20 提出書類

提出書類等の部数及び提出時期については次表を標準とする。書類の提出とあわせて DVD 等の電子媒体を提出するものとする。なお、書類作成等に係る費用については、全て受注者の負担とする。

提出書類	部数	提出時期等
1 業務関係 (1) 業務着手届 (2) 業務計画書 (3) 業務工程表 (4) 業務体制表 (5) 技術者等届(技術者資格証明書) (6) その他発注者が指示する書類	1 部	着手時
2 実施設計図書 (1) ソフトウェア設計仕様書 (2) 機器外觀図 (3) 機器実装図 (4) 機器構成表 (5) 機器仕様書 (6) 配線系統図 (7) 機器配置図 (8) 配線図 (9) その他発注者が指示する書類	2 部 電子 1 部	実施設計完了後 速やかに
3 施工関係図書 (1) 施工計画書 (2) 施工要領書(搬入・据付要領含む) (3) 検査実施要領書 (4) 打合せ議事録 (5) その他発注者が指示する書類	2 部	実施設計完了後 速やかに

4 検査結果 (1) 検査報告書 (2) 検査写真 (3) その他発注者が指示する書類	1 部	検査完了後 速やかに
5 完成図書 (1) 竣工図 (2) 機器外觀図 (3) 機器実装図 (4) 系統図 (5) 電気配線図 (6) 試験成績書 (7) 作業写真(作業前、作業中、作業後) (8) インターフェース仕様に係る文書 (9) その他発注者が指示する書類	2 部 電子 1 部	完成検査の 2 週間前
6 その他 (1) 会議議事録 (2) 機器取扱説明書 (3) 機器機能説明書 (4) データ入力計画表 (5) 研修計画書 (6) 研修資料 (7) その他発注者が指示する書類	協議による	部数及び提出時期 は、協議による

21 記録

会議議事録とは別に、施工の進捗状況等を記録し、随時発注者の承認を受けること。
なお、費用については、全て受注者の負担とする。

- (1) 原則として、施工の全般的な経過を記載した文書を施工日報として毎週作成し監督職員に提出すること。
- (2) 監督職員が、施工の適切なことを証明する必要があると認めて指示する場合は施工写真、見本品、試験成績書等の必要な資料を整理して提出すること。

22 現地調査・改修等

設備機器の施工等にあたり、消防本部の管理する以外の土地、建物等に立ち入る必要がある場合は、事前に発注者と協議のうえ、所定の手続きを行うこと。また、既設設備に改修等が必要な場合は、受注者が既設システム構築業者及びデジタル無線構築業者(以下「既設構築業者」という。)と直接調整を行い、適切な改修を行うこと。改修工事の際には、機器、建物等に損傷や障害を与えないよう十分注意すること。なお、費用については、全て受注者の負担とする。

23 移設

本システムを整備するうえで、既設設備等を利活用する必要がある場合は、移設対象とする。既設設備等の移設に際しては、受注者が既設構築業者と直接調整を行い、

既設システム及びデジタル無線の機能に支障が無いことを確認のうえ、機器、建物等に損傷や障害を与えないよう十分注意し移設すること。また、移設した設備について、本システムへの運用切替までは、既設システムでの運用に支障がないよう、代替対応等必要な措置を講ずること。なお、移設に係る費用については、全て受注者の負担とするが、デジタル無線に関する装置の移設については、発注者の負担において別途事業として実施する。

24 データ移行

既設システムで管理しているデータのうち、本システムを運用するために移行が必要となるデータは、受注者の責任で確実に移行するものとし、かつ、できるだけ職員の負担(作業量)が少ない方法で移行を行うものとする。なお、データの抽出については、提案の内容により、発注者の負担において別途事業として実施する。ただし、別途事業として実施する必要のある内容及び理由を明確に示すこと。

(1) 既設システムの移行対象データの調査・分析

(2) 移行計画の策定については、発注者と受注者の役割分担を明確にすること。

※既設システムからのデータ移行は、移行ツールを用いるなど、最も効率的な方法を提案すること。必要に応じて手作業による補正を行うものとする。

(3) 移行リハーサル(移行方法・手順の検証)

(4) 移行結果のレビュー

(5) 移行の実施・確認

25 施工写真

写真は、施工段階を明確にし、施工中及び完成後の隠蔽となる箇所(名称、日時、寸法等が確認できること。)、主要な段階の施工状況、その他監督職員の指示する写真を原版と共に整理して提出すること。また、搬入写真は契約数量が確認できるように撮影すること。なお、費用については、全て受注者の負担とする。

26 試験調整

工事施工が完了したときは総合的な試験調整を次により行い、システムの動作、機能、性能等の確認を行うこと。なお、費用については、全て受注者の負担とする。

(1) 試験調整

ア 試験調整の内容については、実施要領等を事前に提出し、細部は監督職員と協議のうえ決定すること。

イ 電源投入の前に機器間配線(絶縁、導通)の点検及び清掃を行うこと。

ウ 試験調整は、機器が安定動作になった後、動作状態を綿密に観察しながら機器付属の工場成績表と相当以上となるまで反復して行うこと。

(2) 調整記録

調整記録は、受注者において「試験成績書」を作成し、監督職員に提出すること。また、試験調整に使用する測定機器の名称、主要性能及び製造会社名を上記試験成績書に記載すること。

(3) 試験項目等

各種機器の試験項目及び基準については、監督職員と十分な協議のうえ決定するものとする。

27 検査等

(1) 発注者は、機器等の製造後において、必要に応じて工場出荷前に製品の工場検査を実施する場合がある。

(2) 発注者は、本業務について、施工前及び施工中必要と認めたとき、受注者に対して質問又は必要な指示を行うことができるものとする。

(3) 受注者は、施工が終了したときは、各設備の書類、機材、添付品等の検査、確認、設備の総合的な動作試験等の完成検査を実施するものとする。

(4) 受注者は、発注者が行う検査及び当地方を所管する総合通信局(以下「当該総合通信局」という。)の検査並びに有線施設に関する NTT 等の検査に立ち会い、指示事項については速やかに処理するものとする。

28 運用切替(運用開始)

(1) 受注者は、本システムの運用切替の時期を含めた詳細について、発注者と十分に協議を行い、事前に計画書を作成し承認を得たうえで行うものとする。

(2) 受注者は、発注者が通知した関係者と協力し、事故等が発生しないように本システムの運用を切り替えるものとする。

(3) 本システムの運用切替は、既設構築業者の立会いのもと実施するものとする。

(4) 既設構築業者との調整が必要な場合、受注者は既設構築業者と直接協議を行うものとする。なお、協議・調整に係る費用負担等は、全て受注者の責任において行うものとする。

(5) 既設構築業者と受注者の上記調整に係る契約等について、発注者は介入しないものとする。

(6) 本システムの運用切替については、新庁舎の供用開始と同時とするため、既設システムによる運用等において支障がないよう万全な体制をとること。なお、新庁舎の供用開始は、令和4年4月1日以降を予定している(新庁舎建設事業の進捗状況等に大きく影響されるため、現時点での詳細は未定)。

(7) 運用切替に係る費用については、全て受注者の負担とする。

29 契約不適合責任

- (1) 契約不適合責任期間中に発生した障害は、全て受注者が無償にて遅滞なく修復すること。ただし、発注者の誤操作、天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではない。
- (2) 契約不適合責任期間を経過しても、明らかに設計上の契約不適合と認められる場合は、受注者の責任において無償にて遅滞なく修復し、又は代替措置等を行うこととする。
- (3) 契約不適合責任期間は、検取引渡し後1年間とする。

30 疑義の解釈

- (1) 本書は、本システムの概要を述べたものであり、本書に明記されていない事項でも機能上、性能上又は本業務の完了上当然必要と認められる事項については、全て受注者の責任において、本システム全体に支障が生じないよう配慮して施工の変更等を実施すること。
- (2) 本書の解釈で疑義又は規定のない事項が生じた場合は、速やかに発注者と協議のうえ決定するものとし、受注者の一方的な解釈によってはならない。
- (3) 施工等について疑義又は規定のない事項が生じた場合は、直ちに施工を中止し、速やかに発注者と協議し、裁定に従うこと。
- (4) 本書に関する訴訟等は発注者所在地の地域を管轄する地方裁判所とする。

31 その他

- (1) 指令室離席(仮眠、食事、休憩等)中の指令員に対して、緊急時にブザー音等で指令室に呼び戻す設備を、指令員の生活スペースに設置すること。呼び戻し操作は、指令室残留指令員のボタン押下等簡単操作で行えること。なお、生活スペースの範囲については、通信仮眠室、食堂兼待機室、洗面脱衣室及び付帯する通路をカバーできるものとする。
- (2) 受注者は、本業務の履行に際し、遅延や事故等が発生しないよう、関係する新庁舎建設事業受注者及び既設構築業者と密に連携すること。
- (3) 受注者は、デジタル無線との接続に必要な共通仕様書に準拠したインターフェースを開示すること。開示方法については、インターフェース仕様に係る文書を完成図書として納入することとする。
- (4) 受注者は、本システムの構築に際し、既設構築業者との調整が必要な場合、直接協議を行うこと。なお、これらは費用等を含め、全て受注者の責任によるものとする。
- (5) 本システムを構築するデータについて、次回のシステム更新を考慮した汎用データ形式(発注者が指定する形式等)で出力できるようにすること。

- (6) 受注者は、不慮の通信障害時等に適切に対処するための危機管理体制の徹底、指令員の専門知識習得及び技術向上を目的とした対応訓練を、年1回発注者と協力して実施すること。詳細については、別途協議とする。なお、本訓練は、本書第6章研修とは別に実施するものとする。
- (7) 既設構築業者
「株式会社富士通ゼネラル 九州情報通信ネットワーク営業部」

第2章 システムの概要

1 システムの機器構成

システムの機器構成及び数量は、第1表のとおりとする。ただし、システム全般で機能が実現できる場合及びライフサイクルコストを低減できる場合はこの限りではない。

第1表

項	機 器 名	数量	概 略
1	指令装置 (1) 指令台 (2) 自動出動指定装置 ア 制御処理装置 イ ディスプレイ (3) 地図等検索装置 ア 地図等検索装置 イ ディスプレイ (4) 長時間録音装置 (5) 非常用指令設備 (6) 指令制御装置 (7) 携帯電話・IP 電話受信転送装置 (8) プリンタ (9) カラープリンタ (10) カラースキャナ (11) 署所端末装置 (12) 支援情報表示装置 ア 支援情報表示装置 イ ディスプレイ ウ 補助ディスプレイ (13) データ修正装置	3 式 1 式 3 式 3 式 3 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 台 1 台 1 台 7 式 3 式 3 式 3 式 1 式	4 画面構成/1 台・輻輳時切替型 液晶画面 液晶画面 指令制御装置同等 主要部二重化 A 3 版対応、用紙トレイ 2 式装備 A 3 版対応、用紙トレイ 2 式装備 A 3 版対応 署所用 液晶画面 液晶画面
2	指揮台	1 式	指令台と同構成
3	表示盤 (1) 車両運用表示盤 (2) 支援情報表示盤 (3) 多目的情報表示装置 (4) 本部用表示盤 (5) 署用表示盤 (6) 災害対策室用表示盤	1 式 1 式 1 式 2 式 4 式 2 式	液晶画面(指令室) 液晶画面(指令室) 液晶画面・映像制御装置(指令室) 液晶画面(消防長室、消防本部事務室) 液晶画面(北消防署×2、南消防署×2) 液晶画面(災対室)
4	無線統制台	1 式	既設流用

5	指令電送装置 (1) 指令情報送信装置 (2) 指令情報出力装置	1 式 7 式	署所用
6	気象情報収集装置	1 式	
7	災害状況等自動案内装置	1 式	
8	順次指令装置	1 式	
9	音声合成装置	1 式	
10	出動車両運用管理装置 (1) 管理装置 (2) 車両運用端末装置 (3) 車外設定端末装置	1 式 31 式 13 式	車両 31 台分(別表第 1 - 1) 車両 13 台分(別表第 1 - 1)
11	システム監視装置	1 式	
12	電源設備 (1) 無停電電源装置(本部用) (2) 無停電電源装置(署所用) (3) 直流電源装置(48V 系)	1 式 7 式 1 式	指令室用 署所用 指令室用
13	統合型位置情報通知装置	1 式	
14	防災無線等集中制御装置	1 式	関係市町(2 市 1 町)が保有する防災無線 と指令台との接続(別表第 1 - 2)
15	NET119 緊急通報システム	1 式	NET119 2.0
16	FAX119 受信装置	1 式	
17	メール 119 受信装置	1 式	
18	構内電話交換設備 (1) 交換機 (2) 多機能電話機 (3) コードレス電話機	2 式 80 台 10 台	本部、南消防署(別表第 1 - 2) 本部、署所(別表第 1 - 2) 本部、署所(別表第 1 - 2)
19	駆込み通報用電話設備	7 式	署所用(別表第 1 - 2)
20	署所監視カメラ設備 (1) 監視カメラ (2) 制御処理装置 (3) ディスプレイ	11 式 1 式 1 式	署所用(別表第 1 - 2) 液晶画面

21	消防 OA システム (1) 消防 OA サーバ (2) 消防 OA クライアント PC 端末 (3) プリンタ (4) スキャナ (5) ネットワーク機器 (6) 消防 OA ソフト ア 火災統計システム イ 救助統計システム ウ その他災害システム エ 救急統計システム オ 水利管理システム カ 防火対象物管理システム キ 危険物施設管理システム ク 救命講習管理システム ケ 職員管理システム コ 車両管理システム サ 安全協会会員管理システム シ 勤務手当管理システム	1 式 30 台 11 台 1 台 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式	同時使用ライセンス方式 Web 方式等 本部、署所(別表第 1－3) 本部、署所(別表第 1－3) 本部(別表第 1－3)、A 3 版対応 10 ライセンス 10 ライセンス 10 ライセンス 15 ライセンス 5 ライセンス 10 ライセンス 2 ライセンス 3 ライセンス 3 ライセンス 3 ライセンス 2 ライセンス 10 ライセンス
22	避雷装置	1 式	
23	現場映像伝送装置	1 式	送信側装置(別表第 1－1)、受信側装置
24	拡張台	1 式	
25	調度品・予備品・付属品	1 式	

2 機器筐体等

機器の筐体等は、次の事項を原則とする。

- (1) 材質は金属製及び合成樹脂製とする。
- (2) 金属製筐体の表面は焼付塗装とする。
- (3) シャーシその他の金属部は、防錆処理を施すものとする。

3 製品の表示

機器等の筐体には、品名、型式、製造番号、製造年月、製造者名等を明記した銘板を適宜の場所に付けるものとする。

4 構造、形状、寸法及び質量

- (1) 機器等の構造、形状等は、放熱性、防塵性及び耐震性に優れ、操作性、保全性

及び拡張性を考慮した軽量堅固なユニット化構造とする。

- (2) 機器等の構造、形状、寸法及び質量は、事前に設計承認図を提出して承認を受けること。

5 品質保証

受注者は、本書に記載の内容を満足させるために必要な品質管理体制を設定し、維持しなければならない。

6 使用条件

本システムの使用条件は、次によるものとする。

- (1) 周囲温度(室内) 5℃～35℃
- (2) 周囲湿度(室内) 20%～80%
- (3) 連続動作 連続使用が可能であること。

7 使用部品規格

- (1) 日本産業規格(JIS)
- (2) 日本電機工業会規格(JEM)
- (3) 電気規格調査会標準規格(JEC)
- (4) 電子情報技術産業協会規格(JEITA)
- (5) 通信機用部品は、JIS 規格若しくは NTT の仕様品又はそれ以上の性能を有する部品とする。

第3章 各装置別機器構成

本システムは「第2章 システムの概要」1第1表で定める装置群で構成する。各装置の機能等について、受注者が製造又は調達する標準的な機能等として搭載されているものは、本書に記載がなくても搭載させること。

1 指令装置

本装置は、通信指令業務を行う主要機器であり、次の各号をもって構成され、各種消防業務を円滑かつ効率的に遂行できる機能を有すること。また、万が一の指令装置及び電源設備全体の障害により、その機能が停止した場合でも、最低限の119番通報受付が行えるような体制を構築すること。なお、光IP網対応指令台を導入することとし、コールバックを自動的に送信する呼び返し予約機能等、必要な機能を実装すること。

(1) 指令台

本装置は、自動出動指定装置、地図等検索装置等の情報系装置と連携し、指令管制操作の主装置として、迅速的確な119番通報の受付、出動指令、現場活動支援等ができるものであること。また、操作は通常1名でできるものとし、同時多発災害や広域災害発生時等において災害規模、災害通報の輻輳状況に応じ、指令台1台につき指令員等が最大2名(4画面を2分割)まで、通報受付や出動指令等の処理を相互に影響なく行える機能を有すること。なお、指令台に設置する各ディスプレイ(以下「指令台ディスプレイ」という。)のサイズは、他装置の配置等を考慮したうえで最も適したものとする。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

ア 指令台画面構成例

例1 通常モード：1名で4画面(支援情報、自動出動、地図検索、補助)

指令台1				指令台2			
画面1 支援	画面2 自動	画面3 地図	画面4 補助	画面1 支援	画面2 自動	画面3 地図	画面4 補助
指令員1				指令員2			

例1 輻輳モード：1名で2画面(自動出動、地図検索)

指令台1		指令台1-2		指令台2		指令台2-2	
画面1 自動	画面2 地図	画面3 自動	画面4 地図	画面1 自動	画面2 地図	画面3 自動	画面4 地図
指令員1		指令員2		指令員3		指令員4	

例 2 通常モード：1名で4画面(自動出動、地図検索、補助、支援情報)

指令台 1		指令台 2	
画面 2 地図	画面 4 支援	画面 2 地図	画面 4 支援
画面 1 自動	画面 3 補助	画面 1 自動	画面 3 補助
指令員 1		指令員 2	

例 2 輻輳モード：1名で2画面(自動出動、地図検索)

指令台 1	指令台 1-2	指令台 2	指令台 2-2
画面 2 地図	画面 4 地図	画面 2 地図	画面 4 地図
画面 1 自動	画面 3 自動	画面 1 自動	画面 3 自動
指令員 1	指令員 2	指令員 3	指令員 4

イ 全ての操作が一括して円滑にできるような機器等の配置とし、操作性に優れ、正確かつ迅速に処理できること。

ウ 指令台の上には、席ごとに通信操作部及び指令台ディスプレイが必要数装備されていること。

エ 自動出動指定装置用ディスプレイ(以下「自動出動ディスプレイ」という。)、地図等検索装置用ディスプレイ(以下「地図用ディスプレイ」という。)、支援情報表示装置用ディスプレイ(以下「支援情報ディスプレイ」という。)及び補助ディスプレイが操作しやすく配置されていること。

オ 同時多発災害、広域災害発生時等において、災害規模及び災害通報の輻輳状況に応じた席の切替えができること。

カ 指令台は堅牢で、通話系及び情報系の各機器が整然と収納され、指令員の操作及び監視が迅速に運用できるよう配置すること。また、将来の拡充にも応じられるよう配慮されているものであること。

キ 筆記スペースを確保すること。

ク 指令台ディスプレイは、各種表示盤の視界を妨げることのないようにすること。

ケ 通信操作部及び指令台ディスプレイは分離構造とするが、機能的には有機的に連動し、一つの装置として作動すること。

コ 指令台ディスプレイの操作はタッチパネル方式によるほか、情報系ディスプレイ用マウスのスクロールボタン押下切替えによるマウス操作等も可能とすること。

- サ 指令台の運用モードにより、使用しないタッチパネル、キーボード、マウス等周辺機器は指令台の収納ボックス等に格納しておくが、突然の輻輳時には容易に取り出し、輻輳モードに瞬時に切替運用ができること。
- シ 指令台の操作は、いずれの受付座席でも全く同一の操作を可能とすること。
- ス 指令台個別ボタンにはLED等ランプを内蔵し、操作誘導が行えること。
- セ 119番通報の着信を可視及び可聴により確認できること。
- ソ 各席にて保留、再呼、切断及び転送ができ、その状態を可視確認ができ、通信操作部にはその状態を回線毎に表示できること。
- タ 受付中の119番通報は、通信操作部又は指令台ディスプレイの保留ボタンにより回線を保留でき、その回線に対し音声合成保留音(「しばらくお待ちください。」等。)が出力できること。また、保留した119番回線は、自席で保留した回線のみ受け付ける機能、他席で保留した回線を受け付ける機能を個別に操作できること。なお、複数保留した場合は、保留順に受け付けることとし、保留順を無視して受け付けることも可能とすること。
- チ 保留状態のまま一定時間を経過すると、長時間保留として可視及び可聴により注意喚起できること。
- ツ 受け付けた119番通報は、受付を行った指令台にて保留することができ、任意の座席で保留再接続、再呼、復旧切断が行えること。
- テ 119番回線の回線試験は指令台にて行うことができ、試験結果は指令台にて可視できること。
- ト 受付と同時に事案処理を開始できること。
- ナ 受付中の通報及び処理中の事案情報を他席に転送できること。
- ニ 通報内容を他席にも覚知させるため、他の指令台のヘッドセット及び必要に応じてスピーカーよりモニタが行えること。また、他台の扱者はモニタから必要に応じて割り込みが行えること。
- ヌ 着信した119番回線の履歴一覧を表示できること。また、履歴一覧から選択した過去の着信番号に対して、局線より呼出しが行えること。
- ネ 119番回線の着信音は、他の回線と音色を変え119番通報を可聴しやすい設計であること。また、119番回線と他の回線の着信音量を指令台ディスプレイから容易にそれぞれ個別に変更できること。
- ノ 119番通報が輻輳した際、予め設定した時間を経過しても受付が行われなかった119番回線については、早急に受付を行うよう促すメッセージを指令台ディスプレイ上に表示できること。また、一定時間内に受け付けることができない回線に対して、自動的にメッセージ(「ただいま119番通報が混み合っております。そのまま切らずにお待ちください。」等。)を送出できること。この場合、指令台ディスプレイで自動受付中である旨をメッセージ表示でき、指令台

が空き次第受け付けることができること。

ハ ナンバーディスプレイに対応できること。

ヒ 日本語による通報が行えない外国人からの通報の場合、通報者に対しワンタッチで複数国のサポート音声メッセージを選択し、送出できること。サポート音声メッセージは、119 番通報多言語通訳システム(令和 2 年度導入予定)へ接続する旨の内容(「通訳センターにお繋ぎしますので、しばらくお待ちください。」等。)であること。

フ 回線受付数が自動的に計数表示できるほか、現状の着信回線が表示できること。

ヘ 119 番回線に FAX 通報が入った場合は、指定の FAX に接続し、FAX 受信ができること。また、受信内容を支援情報ディスプレイに表示し、指令員が移動することなく出動指令ができ、受信した履歴の表示、印刷等ができること。

ホ ヘルプネット 119 番通報に対応すること。

マ 119 番通報受付中に、指令員が胸骨圧迫の口頭指導が必要と判断した事案に対してリズム音を送出でき、指令員及び通報者の双方が認識できること。また、リズム音送出しは簡単操作で行うことができ、聴取及び指導に影響を及ぼさないようにすること。なお、音量及びリズムは任意に調整できること。

ミ 指令台ディスプレイは、ブルーライトが軽減されたものを採用すること。

ム 緊急車両出動表示板と指令台を連携させ、表示板を自動起動できるようにすること。また、手動による操作、タイマー設定等に対応できること。なお、緊急車両出動表示板は、緊急車両の出動に際し、一般車両や歩行者への注意喚起を目的とし、新庁舎建設事業で設置する。

メ 119 番通報受付状況等を目視で確認できる表示灯を、各指令台及び指揮台に設置すること。指令操作と連動し、災害種別(火災、救急、救助、その他災害)に応じた色別表示ができること。

モ 回線構成

指令装置の回線は次に掲げる回線種別等で構成され、収容容量は将来の拡張にも対応できること。実装数については、次のとおり現状程度とし、詳細については別途協議とする(光 IP 回線の場合の回線構成等詳細も別途協議とする。)

No	回線種別	実装数	備 考
1	119 番回線(アナログ回線)	1	
2	119 番回線(固定・IP 電話)	4	
3	ヘルプネット 119 番回線	1	
4	携帯 119 番回線	2	
5	携帯 119 番転送及び転送受付回線	1	

6	専用線	2	
7	局線	2	
8	無線回線	8	
9	内線	1	
10	指令回線	7	
11	庁内放送回線	6	

ヤ その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

(2) 自動出動指定装置

本装置は、制御処理装置、自動出動指定装置等の周辺装置で構成され、指令台、地図等検索装置等と連動させて、災害地点の決定、出動隊の自動編成、出動指令、災害種別に応じた消防救急活動に必要な情報の検索等、緊急時における一連の情報処理の自動化が行えるものであること。また、各席独立構成で、事案輻輳時には各席2名でそれぞれ単独で119番通報の受付から地図表示、検索、指令及び事案終了に至るまで同時処理が行えること。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

ア 事案開始処理機能

イ 災害種別及び災害区分決定処理機能

ウ 災害地点決定処理機能

エ 同報警戒表示処理機能

オ 出動隊編成機能

出動隊編成(以下「隊編成」という。)に必要な事項は、おおむね次による。

(ア) 災害地点及び災害種別の決定で、それに対応する出動計画に基づいた隊編成が可能であること。また、手動操作により特命による隊編成も可能であること。

(イ) 消防車両等の位置から災害地点までのルート検索及び予定到着時刻により、直近隊編成方式を可能とすること。また、出動計画隊編成と併用も可能であること。

(ロ) 災害規模の入力により第1次～第2次の出動隊を自動編成すること。

(ハ) 災害規模の入力を行わない時は、第1次の出動隊を自動編成すること。

(ニ) 特命を含む出動回数の変更が任意にできること。

(ホ) 車両状況により、自動的に繰上げ隊編成すること。

(ヘ) 隊の担当する車両が複数の場合、出動後に残存する同隊の車両は隊編成から自動的に除外すること。

カ 出動確認処理機能

キ 車両変更処理機能

ク 選別取消処理機能

ケ 出動隊再編成処理機能

コ 出動指令処理機能

サ 事案管理(抽出)処理機能

事案問い合わせ対応として、受付時間、覚知時間、指令時間、事案番号、災害種別、覚知別、災害地点住所、搬送先病院名、傷病者氏名、傷病者住所、傷病者電話番号、出動署所、出動車両等の条件指定により、過去事案の検索及び表示ができること。

シ 事案終了処理機能

ス 車両動態入力処理機能

セ 支援情報検索処理機能

ソ 統計処理機能

タ 操作訓練機能

チ タッチパネル機能

ツ データメンテナンス機能

データ修正装置等により、隊編成データ、支援情報、音声データ、目標物データ、住所データ、車両データ等の入力及び修正が容易に行えること。なお、本装置で取り込み又は修正したデータは、差分更新することができること。また、更新前に確認が行え、更新後に不備があれば更新前の状態へ復旧できること。

テ その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

(3) 地図等検索装置

本装置は、地図等検索装置、地図用ディスプレイ等の周辺装置で構成され、管内及びその周辺の住宅地図データ、高速道路を含む道路地図データ、電柱番号データ、属性データ、届出情報等を入力保存し、指令台、自動出動指定装置と連動させ、災害発生場所の地図等検索が容易に、かつ、迅速に行えるものであること。また、支援情報等も簡単操作で検索表示が行えること。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

ア 地図表示機能

(イ) 地図範囲

a 住宅地図 宇土市、宇城市及び美里町

b 道路地図 全国都道府県地図(管内及びその周辺の高速道路含む。)

イ シンボルマーク表示機能

ウ 地図操作機能

エ 地点検索機能

オ 支援情報表示機能

カ 属性情報表示機能

キ 届出情報入力・検索機能

ク 地図切替機能

ケ 逆検索機能

コ 補助機能

サ タッチパネル機能

シ 地図編集機能

データ修正装置等により、建物道路等の追加、修正等編集及び地点データの編集が容易に行えること。なお、追加、修正した道路は、車両運用端末装置での経路検索及び災害地点へのルート案内に反映できるようにすること。

ス その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

(4) 長時間録音装置

本装置は、119 番通報等指令台で取り扱う全ての通話通信内容に時刻情報を付して、自動及び手動制御で録音が行えるものであること。録音内容は簡単操作で再生が行えること。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

ア 自動録音開始及び停止機能

イ 多チャンネル録音が可能な方式

ウ 遠隔操作機能

エ 再生中での同時録音機能

オ 録音時刻表示機能

カ 外部記憶媒体出力機能

キ 長期保存用可搬媒体(BD-RE 等)自動保存機能

ク その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

(5) 非常用指令設備

本装置は、指令制御装置の障害時に代わりに指令制御を行うもので、統合型位置情報通知装置との連動を含め、指令制御装置と同等機能を有する装置であること。なお、障害時の切替えは 10 秒程度で完了できること。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

ア 指令制御装置機能継続運用

イ その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

(6) 指令制御装置

本装置は、信頼性を重視した二重化構成等とする。全ての通話回線を収容し、119 番回線及びその他の回線からの着信情報を指令台等に伝え、24 時間 365 日の連続稼働に対応した通信が行えるものであること。また、光 IP 網に対応した方式とすること。

本装置の機能等における要求水準については、おおむね次のとおりとする。

- ア 非常用指令設備への自動又は任意の切替機能
- イ 防塵機能又はこれに準ずる機能
- ウ 自動障害チェック機能
- エ 障害状況外部出力機能
- オ 統合型位置情報通知装置との接続
- カ その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

(7) 携帯電話・IP 電話受信転送装置

本装置は、携帯電話 119 番通報及び IP 電話 119 番通報を緊急通報呼用光 IP 回線で受信可能とし、一般用回線(災害時優先)により、携帯電話 119 番通報の転送及び転送受信ができるものであって、119 番通報呼の転送と同時に発信者番号、電話事業者コード等を転送及び転送受信する能力を備えているものであること。なお、転送フォーマットは総務省消防庁の規定する統一仕様(平成 16 年 11 月 26 日付け消防庁防災情報室事務連絡「携帯電話からの 119 番通報の転送時における UUI フォーマットの統一仕様について」)を用いることとする。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

- ア 発信者番号強制取得機能
- イ 電話事業者自動表示機能
- ウ その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

(8) プリンタ

自動出動指定装置等から災害事案等の記録及びデータ修正装置等からの印字出力が行えること。

(9) カラープリンタ

自動出動指定装置等から災害事案等の記録及びデータ修正装置等からの印字出力が行えること。

(10) カラースキャナ

データ修正装置等に接続され、支援情報等の更新が行えること。

(11) 署所端末装置

署所に設置し、出動指令の受令及び車両の運用状況について設定入力が行えるものであること。受令機能はトーン指令、指令放送等からの指令のいずれにも自動的に受令可能であること。また、指令回線の状態を自動監視し、回線断線検出時には、無線回線等他の方法で指令を受令できる体制を構築すること。

(12) 支援情報表示装置

本装置は、支援情報表示装置、支援情報ディスプレイ等の周辺装置で構成され、通信指令業務に必要な各種支援情報等を、任意に表示できるものであること。また、事案輻輳時には、指令台各席 2 名でそれぞれ単独で 119 番通報の受付から地図表示、検索、指令及び事案終了に至るまで同時処理が行えること。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

- ア 各種支援情報等が自動又は任意操作で容易に表示ができること。
- イ データ修正装置等により、支援情報等の追加、修正等の編集が容易に行えること。
- ウ 次の装置からの表示又は受付が行えること。
 - (ア) NET119
 - (イ) FAX119
 - (ウ) メール 119
- エ ヘルプネット通報画面の表示ができること。
- オ その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

(13) データ修正装置

本装置は、各種データの修正に使用するものであり、職員の操作又はオンラインにより容易にデータの修正が行えるものであること。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

- ア 地図描画機能により、建物や道路等の追加ができること。
- イ 出動隊編成データを修正できること。
- ウ 住所、目標物、支援情報等の基本情報の修正ができること。
- エ 音声データの修正ができること。
- オ データ更新
 - 更新前に指令台ディスプレイにて隊編成などのシミュレーションができること。また、更新後においても、更新したデータに不備がある場合には、更新前の状態に容易に戻せること。
- カ 自動出動指定装置にて生成される情報を、期間指定により統計データとして出力できること。
- キ その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

2 指揮台

指揮台は、指令台と併設して指令台の機能を包含し、さらに指揮統制を行うための機能を備えたものであること。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

(1) モニタ機能

指令台業務の運用状況を監視するため、指令台の音声及び自動出動ディスプレイのモニタがいずれもできること。

(2) 割り込み機能

指令台で取扱中の回線モニタ中、必要に応じて指揮台から割り込み、通報者若しくは相手方に対する応答又は指令員に対する指示等ができること。

(3) その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

3 表示盤

本装置は、通信指令業務に必要な気象観測情報、気象通報、車両運用状況等を表示できるものであること。なお、各ディスプレイサイズは、他装置の配置等を考慮したうえで最も適したものとすること。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

(1) 車両運用表示盤

本装置は、液晶ディスプレイとし、通信指令業務に必要な車両運用状況を表示できるものであること。また、表示内容は Web 端末として PC 端末においても表示確認ができること(指令情報出力装置にて表示確認ができること。)。なお、ディスプレイの設置(サイズ、配置、設置方法等)については、新庁舎の指令室に最も適したレイアウトとする。

ア 入力方法

入力は、指令台及び署所端末装置からも手動で行え、各車両端末からの設定入りに連動して自動的に入力及び動態管理ができること。

イ 車両数

40 車両以上(将来の拡張にも対応できること。)

ウ 表示内容

- (ア) 署所名
- (イ) 車両名
- (ウ) 動態名
- (エ) 最新動態入力時刻
- (オ) 代車表示
- (カ) 現在位置表示

エ 強調表示

- (ア) 指令車両は視認しやすいよう、他車両と区別して強調表示ができること。
また、活動中の車両についても視認しやすい背景色にて表示できること。
- (イ) 指令車両は動態が変化した際、可視にて確認ができること。

オ 事案別出動車両一覧

災害事案ごとに出動車両を表示できること。また、災害種別や災害場所住所も併せて表示すること。

カ その他(受注者が製造又は発注する本装置の標準的な機能)

(2) 支援情報表示盤

本装置は、液晶ディスプレイとし、災害件数、119 番着信件数、通信指令業務に必要な気象観測情報、気象通報等が表示できるものであること。また、表示内

容はWeb 端末としてPC 端末においても表示確認ができること(指令情報出力装置にて表示確認ができること。)。なお、ディスプレイの設置(サイズ、配置、設置方法等)については、新庁舎の指令室に最も適したレイアウトとする。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

ア 表示内容

(ア) 時刻表示

日本標準時を表示する指令台 GPS 親時計と連動し、年・月・日・曜日・時・分を表示できること。

(〇〇〇〇年〇〇月〇〇日〇曜日 〇〇時〇〇分)

(イ) 災害件数及び 119 番受付件数

火災、救急、救助等の出動件数は自動出動指定装置の事案処理と連動して表示し、手動による入力も可能とすること。また、本日・本月・本年の件数は自動加算できること。本日は午前 0 時、本月は月の初日、本年は年の初日に自動で 0 件にリセットできること。

a「火災」	本日 3 桁	月累計 4 桁	年累計 5 桁	昨年件数 5 桁
b「救急」	本日 3 桁	月累計 4 桁	年累計 5 桁	昨年件数 5 桁
c「救助」	本日 3 桁	月累計 4 桁	年累計 5 桁	昨年件数 5 桁
d「警戒」	本日 3 桁	月累計 4 桁	年累計 5 桁	昨年件数 5 桁
e「119 着信(合計)」	本日 3 桁	月累計 4 桁	年累計 5 桁	昨年件数 5 桁

(ウ) 気象観測情報(風向・風速・湿度・気温・雨量・気圧等)

気象情報表示は、次の 8 項目が自動的に表示できること。

- a 風向(16 方位)
- b 平均風速(m/ s)
- c 瞬間風速(m)
- d 相対湿度(%)
- e 実効湿度(%)
- f 気温(℃)
- g 雨量(mm)
- h 気圧(hpa)

(エ) 天気(マーク表示)

(オ) 気象通報(気象警報・気象注意報・天気等)

- a 各種警報、注意報及び発表月日時分が表示できること。
- b 各種警報、注意報は事前に作成した警報注意報の項目メニューから容易に項目選択して表示できること。また、流動表示でき、その文字色、背景色、速度、点滅等の制御が可能であること。なお、表示は同時に 5 種類以上できること。

(カ) 潮汐時刻

事前に作成した潮汐データから、当日の潮汐時刻等を自動的に読み込み、表示できること。

イ 入力方法

自動出動ディスプレイからのマウス操作により、警報、注意報、その他一般情報等の入力ができること。また、気象情報収集装置と連動して気象情報の表示ができること。

ウ その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

(3) 多目的情報表示装置

本装置は、多目的情報表示盤及び映像制御装置で構成され、通信指令業務に必要な各種支援情報を表示できるものであること。なお、ディスプレイの設置(サイズ、配置、設置方法等)については、新庁舎の指令室に最も適したレイアウトとする。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

ア 多目的情報表示盤

(ア) 自動出動ディスプレイ、地図用ディスプレイ等の各種映像信号を分岐し表示できること。

(イ) テレビ、録画再生装置、監視カメラ映像等の各種映像信号を表示できること。なお、テレビ映像については、同時に2chを表示できること。

(ウ) 音声のあるソースについては、増幅器及びスピーカーにより拡声できること。

(エ) 各入力信号に対して同期がとれること。

(オ) 歪み、ちらつき及び色ずれがないこと。

(カ) 設置する環境に対して十分な明るさがとれること。

(キ) 視認性が良いこと。

(ク) 増幅器は音量及び音質調整ができること。

(ケ) スピーカーは、増幅器出力に対応できる耐入力スピーカーを内蔵すること。

イ 映像制御装置

本装置は、多目的情報表示盤に対して、各種ディスプレイ及び映像信号を制御し、任意の画面及び映像を出力できるものであること。また、各種表示装置及び映像ソースの選択は、指令台多目的ボタン又は指令台に独立して設置した映像スイッチャーにおいて映像切り替え表示が可能であること。

ウ その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

(4) 本部用表示盤

本装置は、新庁舎の消防長室及び消防本部事務室に設置し、情報共有装置等を利用して、車両運用状況、災害地点情報等の表示が行えるものであること。なお、ディスプレイの設置位置及び設置方法については、発注者が指定することとする。ディスプレイのサイズ等規格については、設置場所に応じ、最も適切なものを提案すること。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

- ア 車両運用状況、災害地点地図等を表示盤一画面に集約して表示できること。
- イ 車両位置を地図上で確認できるよう表示できること。
- ウ 各種注意報、予報警報等について発表日時分とともに表示できること。
- エ 任意に作成した告知情報等の表示ができること。
- オ 気象観測情報の表示ができること。
- カ リモコン等による表示切り替えができること。
- キ その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

(5) 署用表示盤

本装置は、北消防署及び南消防署に設置し、情報共有装置等を利用して、車両運用状況、災害地点情報等の表示が行えるものであること。

本装置の機能等における要求水準については、本部用表示盤に準ずるが、設置については次による。

ア 北消防署表示盤(消防署事務室及び防火衣更衣室)

新庁舎の北消防署事務室及び防火衣更衣室にそれぞれ設置するものとする。ディスプレイの設置位置及び設置方法については、発注者が指定することとする。ディスプレイのサイズ等規格については、設置場所に応じた、最も適切なものを提案すること。

イ 南消防署表示盤(消防署事務室及び出動準備室)

南消防署事務室及び出動準備室にそれぞれ設置するものとする。ディスプレイの設置位置及び設置方法については、発注者が指定することとする。ディスプレイのサイズ等規格については、設置場所に応じた、最も適切なものを提案すること。

(6) 災害対策室用表示盤

本装置は、新庁舎の指令室に隣接する災対室に設置し、情報共有装置等を利用して、車両運用状況、災害地点情報等の表示が行えるものであること。なお、災対室の性質上2面配置することとし、ディスプレイの設置(サイズ、配置、設置方法等)については、新庁舎の災対室に最も適したレイアウトとする。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

- ア 表示内容については本部用表示盤に準ずる。

- イ 現場映像伝送装置による災害現場映像の共有ができること。
- ウ その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

4 無線統制台(既設流用)

既設装置を流用し、本システムと連動させること。発注者が保有する無線装置の全チャンネル(活動波、主運用波、統制波)を収容し、無線交信の統制を有効に行えるものであること。なお、既設装置の流用に際して、既設構築業者と調整が必要な場合は、受注者が直接行うこと。

5 指令電送装置

本装置は、出動指令操作と連動して自動出動指定装置からの出動指令情報及び地図等検索装置からの災害地点周辺地図を署所、消防車両等へ電送するための装置であること。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

(1) 指令情報送信装置

- ア 出動指令情報の出力は、日本語、英数カナ文字等のできる。また、地図付きの指令書又は事案終了書(いずれもA4)が印字出力でき、電送時間は指令台での出動指令操作後30秒以内(地図含む)であること。
- イ 署所の指令情報出力装置に対して同報が可能であること。
- ウ 指令書は文字情報の他、災害地点の地図付与ができること。
- エ 署所における出動隊に必要な複数の地図付指令書が、同時に出力できること。
- オ 署所に設置するプリンタの状態情報を確認でき、プリンタ異常時は、システム監視装置にアラーム表示し、異常があることが通知できること。
- カ その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

(2) 指令情報出力装置

本装置は、制御処理装置、ディスプレイ、プリンタ等で構成し、署所において指令時の地図が確認できるものであること。また、地図表示機能は指令室の地図等検索装置と同等の機能を有し、届出の入力、地図の印刷が可能であること。また、本装置の故障時においてもプリンタから印字できること。

- ア 指令時に連動し、災害地点の地図画面を表示し、指令の内容(災害種別・区分・住所・目標物名称)の文字情報も表示できること。
- イ 出動指令書等の再印字処理ができること。
- ウ 出動指令の履歴が保持でき、再出力ができること。
- エ 通常時は地図等検索装置として検索及び印刷ができること。
- オ 届出入力端末として使用でき、更新できること。
- カ 指令室で編集した地図データを反映できる機能を有すること。

- キ 車両動態情報、支援情報、進行事案情報等の表示ができること。
- ク 画面上に出動車両の一覧を表示できること。
- ケ 署所を基点とした災害地点との位置関係を示す概略地図を、画面上に表示できること。
- コ 出動指令書出力要求を受信した際、受信したことを通知するために一定時間背景色を変更する等確認ができること。
- サ 出動指令書の記載項目は、おおむね次のとおり。なお、災害時の指令情報と救急時の指令情報で異なる記載項目が設定できること。
- (ア) 覚知時刻、指令時刻(年・月・日・時・分・秒)
 - (イ) 増隊要請覚知時刻、指令時刻(年・月・日・時・分・秒)
 - (ウ) 事案番号
 - (エ) 災害種別、災害区分
 - (オ) 災害地点(住所・災害地点名)
 - (カ) 管轄(署所名)
 - (キ) 地図頁
 - (ク) 指令目標(名称・方位・距離)
 - (ケ) 気象情報、気象通報
 - (コ) 出動次数
 - (サ) 出動車両名
 - (シ) 通報受付指令員名
 - (ス) 通報者電話番号
 - (セ) 災害地点地図(災害地点を中心とした同心円・届出情報・縮尺等)
- なお、災害地点地図は、指令台と同じ状態(災害地点の位置・縮尺・レイヤ)の地図が出力されること。
- シ 出動指令情報の出力は、日本語、英数カナ文字等でできること。また、災害地点の地図付きの指令書又は事案終了書(いずれもA4)が印字出力でき、電送時間は、指令台での出動指令操作後30秒以内(地図含む)であること。
- ス 署所における出動隊に必要な複数の地図付指令書を、同時に出力できること。
- セ 出動指令書及び事案終了書は、災害種別ごとの異なった様式で出力できること。
- ソ 指令情報出力装置で出力された出動指令書は、出動隊にとって有効な地図付指令書とするため、災害地点を中心とした地図ではなく、付近の目標物や進入路等が印刷されるよう、災害地点をずらした地図付指令書を出力できること。
- タ 指令時、指令台の地図が画面分割表示されていた場合には、指令書の地図部分も画面分割された地図が印字されること。
- チ 指令書に緯度経度が印字できること。

ツ その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

6 気象情報収集装置

本装置は、各種の気象情報を自動観測し、表示及び記録を行い、災害対策の支援情報として活用できるものであること。観測データは、支援情報表示盤に表示し、災害予防又は災害処理対策が迅速に行えるよう、的確なる気象状況が瞬時に把握できること。各観測機器については、気象業務法に定める検定に合格したもので、誤動作のないよう十分に配慮したものであること。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

(1) 観測装置本体

データロガー部は、ラックマウント型として小型化されており、他装置の自立型ラックに収納され、設置スペースを必要としないこと。データロガー内には過去 30 日分以上のデータが保存できること。また、気象データは Web サーバ機能により集約・統計処理され、ネットワーク上のクライアント PC から専用のソフトを搭載することなく、表示、印刷等の操作が容易にできること。

ア 測定範囲

- (ア) 風向
- (イ) 風速
- (ウ) 湿度
- (エ) 気温
- (オ) 雨量
- (カ) 気圧

イ 観測データの表示

- (ア) 観測データは、クライアント PC に全測定項目の最新情報を一括してデジタル表示できること。
- (イ) 一括表示画面で各種観測データごとの傾向(上昇、下降)表示ができること。
- (ウ) 各種グラフ、帳票(時報、日報、月報、年報)が表示できること。

ウ データ処理

- (ア) 観測データを基に、クライアント PC で日報、月報及び年報が作成できること。
- (イ) 作成した日報等は、市販の表計算ソフト(MS-Excel 等)で読み込み可能な CSV 形式のファイルデータで保存できること。
- (ウ) データロガーで 10 年以上の測定データを保存できること。
- (エ) 気象庁が発表する気象に関する注意報、警報を手動入力でき、入力された情報は一括表示画面で表示できること。

エ その他(発注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

(2) 印刷記録

プリンタで観測情報を印刷可能であり、記録保存に使用できること。また、印刷帳票は、日本語、英数カナ文字等を用いた見易いフォーマットであること。

ア プリントアウト項目(日本語及び数字印字)

- (ア) 平均風速・風向
- (イ) 瞬間最大風速・その時の風向
- (ウ) 湿度(現在相対湿度・現在実効湿度、平均・最高・最低)
- (エ) 気温(現在、平均、最高、最低)
- (オ) 雨量(時間積算、10 分間最大積算、日積算、積算日数)
- (カ) 気圧(現在の現地・海面及び最高、最低)
- (キ) 日報、月報、年報での最高及び最低の起時等
- (ク) 風向頻度
- (ケ) 年月日時分

7 災害状況等自動案内装置

本装置は、加入電話による住民からの災害等問合せに対して、音声による自動案内ができるものであること。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

- (1) 複数の同時着信に対応できるものとする。
- (2) 情報メッセージは、音声合成装置に接続制御して、オンラインによる自動録音ができること。音声合成装置故障時においても、オフラインにて運用可能なこと。
- (3) 録音時間は任意に時間設定ができるとともに、録音中の残り時間表示ができること。
- (4) 録音方式は IC 録音方式とする。
- (5) 着信回数は日計、累計の件数が表示できること。
- (6) 自動出動ディスプレイにて、操作及び設定ができること。
- (7) 案内メッセージのモニタができること。
- (8) その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

8 順次指令装置

本装置は、災害発生時に非番職員、消防団員及び関係機関に順次呼出しによる招集指令ができるものであること。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

- (1) 招集及び連絡対象者回線のグループ別編成が容易にできること。
- (2) 災害地点、災害種別に応じて、指令及び招集対象者をグループ化できること。

- (3) 呼出しは、録音を終了し、グループ指定操作後、簡単な操作により行えること。
- (4) 指令先が無応答、話中の時は一定時間後自動的に再呼出しできること。
- (5) 指令先ごとに応答、無応答等の指令結果を記録できること。
- (6) 自動出動指定装置から出動指令時の災害覚知情報に基づき、指令メッセージとして自動編集し、音声合成装置によって自動的にメッセージ録音及び送出できること。
- (7) 通知結果を記録及び確認でき、その結果を時間表示でプリントアウトできること。
- (8) 録音内容のモニタができること。
- (9) 登録者については1,000人程度とし、将来の拡張にも対応できること。
- (10) グループ分けについては100グループ程度とし、将来の拡張にも対応できること。
- (11) その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

9 音声合成装置

本装置は、自動出動指定装置と接続し、災害通報の覚知情報を基に、災害種別、災害地点、出動車両等の情報を自動的に編集し、指令及び案内メッセージの音声合成ができるものであること。なお、音声合成方式は、聞き取りやすさを考慮した方式とすること。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

- (1) 災害状況等自動案内装置や順次指令装置とオンラインで接続して、自動出動指定装置の災害覚知情報を基に、自動的にメッセージ内容を編集して各装置に自動録音ができること。ただし、同等機能が実現できる場合に限り、機器構成や方式については問わない。
- (2) 自動出動指定装置と連動し、鎮火時刻の入力を受けて災害状況等自動案内装置に対し、自動的に鎮火案内を録音する鎮火案内自動録音ができること。
- (3) 複数事案に対して異なる署所に同時に音声指令が行えること。また、災害内容により、災害状況等自動案内装置にも同時録音ができること。
- (4) 指令放送、順次指令装置、災害状況等自動案内装置等に対して、各装置に準じた文言で放送及び指令をかけることができること。
- (5) 災害輻輳時には、災害状況等自動案内装置へ複数の災害案内が録音でき、複数の災害案内ができること。
- (6) 災害状況等自動案内装置のメッセージは、事案終了後、自動で通常案内に切り替えできること。また、事案終了後、自動で通常案内に切り替えるタイミングを時間設定できること。
- (7) 音声の編集

音声の編集は簡単にできること。また、編集中でも音声指令を停止することなく行えること。

ア 発声メッセージの組み立て(発声パターン)を指令室にて編集できること。また、運用に影響することなく発声確認ができること。

イ 音声単語については、確認中・完了など編集の状態を単語単位で確認できること。

ウ 編集の状態やカナなどによる抽出機能を持つこと。また、音声単語の一括複写機能を有すること。

エ 音声の編集については、音声合成装置又はデータ修正装置でも同様に行えること。

オ 音声合成で発声できる項目は、おおむね次のとおりとする。

(ア)災害種別 (イ)災害区分 (ウ)災害規模 (エ)災害住所 (オ)対象物

(カ)世帯主 (キ)出動車両 (ク)指令時刻 (ケ)鎮圧時刻 (コ)鎮火時刻

(サ)現在時刻 (シ)付加語句(付近・宅) (ス)目標物、方位、距離 (セ)付帯情報

カ 音声合成装置停止時でも、予告指令及び本指令は停止することなく行えること。

(8) その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

10 出動車両運用管理装置

本装置は、管理装置(親局装置)及び車両に設置する車両運用端末装置から構成される。車両運用端末装置から車両動態情報、車両位置情報等を、パケット通信サービス網等を介して管理装置に送信し、自動出動指定装置及び車両運用表示盤に反映できるものであること。また、自動出動指定装置からの出動指令情報等を、車両運用端末装置へ送信する機能を有するものであること。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

(1) 管理装置(親局装置)

本装置は、車両運用端末装置から車両動態情報及び車両位置情報を受信し、車両動態管理及び車両位置を把握しロケーション管理ができること。

ア 自動出動指定装置と連携し自動隊編成、出動指令に反映できること。

イ 自動出動ディスプレイや車両運用表示盤、署所端末装置等に車両動態を表示できること。

ウ 車両運用端末装置より送られてきた動態信号を良好に受信できた時、車両運用端末装置に対して表示確認信号が送信できること。

エ 署所名、車両名(呼出名称)等のデータは、自動出動指定装置と一元化し、二重に登録する必要がないようにすること。

オ 自動出動指定装置から車両運用端末装置へ送信される文字情報は、おおむね

次のとおりとする。

- (ア) 災害種別 (イ) 災害区分 (ウ) 指令時刻 (エ) 災害住所 (オ) 対象物名
- (カ) 地図情報(地図頁・座標) (キ) 事案番号 (ク) 通報者情報 (ケ) 警報注意報
- (コ) 受付時刻 (サ) 任意情報 (シ) 追記情報

カ 自動出動指定装置等と時刻一元管理を行い、時刻補正が自動的にできること。

キ 表示確認信号送出と同時に、車両運用端末装置へ動態とともに時間情報を付加して送信ができること。

ク GPSにより測位した情報を車両運用端末装置より受信し、自動出動ディスプレイに表示できること。

ケ 自動出動指定装置より設定された代車設定(車両コードの臨時変更設定)に準じて車両運用端末装置を制御できること。

コ 本装置停止時でも経路検索ができること。

サ 車両が盗難などの被害にあった際、端末内の全てのデータを管理装置から消去できること。

シ その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

(2) 車両運用端末装置(Ⅲ型)

本装置は、車両動態の設定及び設定した車両動態情報を管理装置に送信できるものであること。また、道路地図、住宅地図の表示及びナビゲーションを一体化した装置であること。

ア 道路地図及び住宅地図の表示、検索、誘導機能等があること。

イ 動態設定は各車両に応じた動態数とし、ディスプレイの画面をタッチすることにより動態設定ができること。なお、設定された動態は、パケット通信サービス網等を介して送信でき、車両の位置情報についても同時に送信できること。

ウ 管理装置より送られてきたアンサーバック信号を受信表示できること。

エ 不感地帯などで送信できなかった動態及び押下時刻を再送信できる機能を有すること。

オ ディスプレイの輝度調整が自動で行えること。

カ 出動指令表示機能

(ア) 管理装置から送信された災害情報(災害種別、災害区分、指令時刻、災害住所、対象物名、地図頁、座標、事案番号、通報者情報、警報注意報、受付時刻、任意情報、追記情報)を受信し、ディスプレイに表示できること。

(イ) 待機中など電源オフの状態で指令送信が行われた場合でも、電源オンにするだけで管理装置に指令情報を自動照会し、受信及び表示ができること。

(ウ) 出動指令対象外の車両が署所判断にて出動した場合、指令室より進行中事案を取得、選択することにより出動登録ができること。

キ 署所待機中においては、無線 LAN 経由で送信された指令情報を受信可能とす

- ること。無線 LAN 到達エリア内では、パケット通信サービス網を介することなく無線 LAN による指令情報の送信が行え、パケット通信料の低減が図れるよう考慮すること。パケット通信料の低減が図れる場合は別の方式も可とする。
- ク 移動待機などで車両がどの署所に移動していても、無線 LAN による指令文字情報の受令が行えること。パケット通信料の低減が図れる場合は別の方式も可とする。
- ケ 署所に待機中、地図等検索装置の修正地図や各種データ等のメンテナンスデータを無線 LAN を介して受信し、保有データのメンテナンスが行えること。
- コ 指令情報の災害地点を目的地とした経路検索が自動でできること。また、目的地までの距離と予定到着時刻を表示できること。
- サ 指令受信時は、自車位置と災害地点を画面内に表示でき、災害地点に近づくごとに縮尺が自動拡大される機能を有すること。
- シ 次に押下すべき動態ボタンが自動的に表示され、押下後は固定パターンで次の動態ボタンに自動的に変わること。また、パターン以外の任意設定も可能とすること。なお、パターンについては、各車両(消防車、救急車、救助工作車、指揮車等)に応じた動態設定を可能とすること。
- ス 過去の事案履歴が確認できること。
- セ 地図表示機能(道路地図及び住宅地図を表示できること。)
- (ア) 格納する地図範囲
 - (a) 住宅地図：宇土市、宇城市及び下益城郡美里町
 - (b) 道路地図：全国都道府県(管内及びその周辺の高速道路含む。)
 - (イ) 道路地図・住宅地図とも画面上部を北固定、進行方向どちらにも設定できること。
 - (ウ) 災害地点が近づくと自動的に住宅地図に切り換わること。
 - (エ) 自車位置中心表示又は災害地点付近表示に切り換えられること。
 - (オ) 地図の拡大縮小、スクロールが可能なこと。
 - (カ) 昼夜で表示色を自動及び手動で切り換えできること。
 - (キ) 自車位置と災害地点の 2 点間表示及び災害地点付近図など 2 画面分割表示ができること。2 分割した場合、ワンタッチでどちらかの地図を 1 画面表示に復帰できること。
 - (ク) 表示している地図の縮尺と方位を画面上で確認できること。
- ソ 車両動態に使用される時刻は、GPS 衛星から時刻信号を受けて自動校正できること。
- タ 各種データ(住所、電話番号、対象物等)による目的地検索ができ、該当地点を目的地とした経路検索ができること。
- チ 緯度経度情報を常時表示できること。また、緯度経度の入力による地図表示

- も可能とすること。日本測地系及び世界測地系の両方に対応すること。
- ツ 車両運用端末装置から発するボタン音などを消音できること。消音状態でも指令受信や動態登録等を鳴動できること。
- テ 高精度な自車位置検出機能を有し、検出した車両位置を出動隊編成に活用できること。
- ト 他車位置情報を地図画面上に表示可能とし、災害地点付近においては、正確な他車位置の把握が行えること。
- ナ 保有するシンボルマーク(水利、届出、支援情報等)を地図上に表示できること。また、シンボルマークを選択することにより、該当シンボルマークに属する文字情報等を表示できること。
- ニ 水利確保の競合を防ぐため、水利予約及び解除機能を有すること。
- ヌ 届出情報として登録された道路通行止めや、細道まで含んだ道路情報を考慮した経路検索に対応し、災害地点へのルート案内に反映できること。
- ネ データ修正装置等により追加、修正等を行った道路情報を基とした経路検索及び災害地点へのルート案内が行えること。
- ノ 自動出動指定装置とメッセージの送受信ができること。
- ハ 動態履歴、指令履歴及びメッセージ履歴を保存・照会できること。
- ヒ 職員の操作により、無線 LAN 経由でデータ更新作業が行えること。更新データについては、おおむね次のとおりとする。
- (ア) 指令室で管理している、目標物、水利、防火対象物、危険物施設等のマーク情報及び属性情報
 - (イ) 指令室で管理している、届出情報(水利障害、道路障害、煙火届出等)
 - (ウ) 指令室で修正した住宅地図情報
 - (エ) その他必要な情報
- フ 各構成機器は、車両の振動等による影響を受けない堅牢型の端末とする。
- ヘ 個人データ流出等の危険性を排除すること。
- ホ 液晶ディスプレイとし、操作性、視認性及び設置スペースを十分考慮したサイズとする。
- マ タッチパネルは、手袋着用の上でもスムーズな操作が可能であること。なお、厚手の手袋着用時の動作不良を考慮し、タッチ以外の方法も可能とする。
- ミ 設置車両の電源電圧に応じたものであること(12V系及び24V系)。
- ム 管理装置との通信を可能とする機器装置を内蔵又は設置すること。
- メ エンジン ON から短時間で起動できること。
- モ その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

(3) 車外設定端末装置

車両運用端末装置に付加する装置として車両の車外に取り付け、車外活動時の動態設定を可能とするものであること。また、車外設置を考慮した防雨対策等を十分に行うこと。なお、動態数については、次(例)を参考として、各車両に応じた4動態程度とする。

例：ポンプ車等	放水開始・放水停止・鎮圧・鎮火
救助工作車	救助開始・救助完了

11 システム監視装置

本装置は、本システムの運用状況を管理し、現在の動作状況及び障害発生時において、各装置名称並びに状況を指令員等に通知できるものであること。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

- (1) 本システムの主要機器の動作状況が監視できること。
- (2) 稼働状況については、正常又は異常が識別表示できること。
- (3) 複数の監視方法により、様々な視点での監視ができること。
- (4) 24時間365日常時監視できること。
- (5) 検出した障害情報を障害監視装置等に表示し、指令員等に通知(メッセージ表示、ブザー音、パトランプ点灯等)できること。
- (6) 検出した障害情報を履歴管理し、検索及びプリンタ出力ができること。
- (7) 制御装置については、システム監視装置の各種処理機能を制御できるものであること。
- (8) その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

12 電源設備

本装置は、無停電電源装置及び直流電源装置により構成されるもので、本システムの各装置の電源を一元的に管理し、安全性を十分に配慮した構造及び配置とすること。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

- (1) 供給電力は、負荷側の最繁時消費電力を安全に供給できる容量であること。
- (2) 供給電圧は、常に負荷側の動作電圧の変動許容範囲であること。
- (3) 停電時に給電の停止を避けるため、蓄電池等の容量は、発動発電機による正常な運転の再開に必要な遅延時間を考慮し、十分な時間を確保すること。なお、非常用発動発電機については、新庁舎建設事業で設置する。
- (4) 電圧低下等の異常発生時には、警報等による通知機能を設けること。
- (5) その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

13 統合型位置情報通知装置

本装置は、指令装置と接続して、固定電話、携帯電話及び IP 電話からの 119 番通報において、通報者の位置情報が特定できない場合に、通報地点の特定を目的とする指令台連動型であること。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

- (1) 接続する IP-VPN 網については、「携帯電話・IP 電話等からの 119 番通報に係る発信位置情報通知用 IP-VPN について(119 番の在り方に関する研究懇談会平成 18 年 12 月 8 日 事務連絡)」で推奨された 2 社によるそれぞれ 1 回線ずつの 2 回線で接続すること。
- (2) 携帯電話による通報
本システム導入時点に、携帯位置情報通知システムに接続している携帯通信事業者の位置通報サーバと IP-VPN 網を介して接続でき、初期通知、任意送出及び指令台要求機能による位置情報(世界測地系による緯度経度及び精度情報等)の取得ができること。また、取得した位置情報に基づき、自動出動指定装置に当該情報を表示できるとともに、地図等検索装置に当該位置を中心とした地図と、精度情報による該当範囲を自動的に表示でき、地図上で地点を特定することにより地点決定が行えること。
- (3) IP 電話による通報
本システム導入時点に、IP 位置情報共通システムに接続している IP 電話事業者の位置通報サーバと IP-VPN 網を介して接続でき、初期通知及び指令台要求機能による位置情報(通報者電話番号、住所コード、氏名等)の取得ができること。また、取得した位置情報に基づき、自動出動指定装置に当該情報を表示するとともに、地図等検索装置に当該位置を中心とした地図が自動的に表示され、地点決定が行えること。
- (4) NTT 固定電話による通報
NTT の位置情報サーバと IP-VPN 網を介して接続でき、指令台要求による位置情報(通報者電話番号、住所コード、氏名等)の取得ができること。また、取得した位置情報に基づき、自動出動指定装置に当該情報を表示するとともに、地図等検索装置に当該位置を中心とした地図が自動的に表示され、地点決定が行えること。
- (5) 位置情報取得情報の履歴を管理し、当該情報を通信事業者ごとに統計処理でき、処理結果の出力が行えること。
- (6) IP-VPN 接続については、セキュリティに十分配慮すること。
- (7) その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

14 防災無線等集中制御装置

本装置は、関係市町(宇土市、宇城市及び下益城郡美里町)が保有する防災無線と指令装置を接続し、火災等の災害が発生した場合に、該当市町の防災無線を緊急一括で自動起動させて、一斉放送及び市町内グループ放送ができるものであること。サイレン一斉吹鳴後に、自動出動指定装置及び音声合成装置と連動して、あらかじめ登録された放送順序で災害情報等を自動的に放送できること。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

- (1) 防災無線等の起動は、指令台操作により行うことができ、自動選択された放送該当地区を確認後に一斉起動できること。
- (2) 起動した防災無線等は、作動状況が確認できること。
- (3) 起動操作後であっても、任意に中断できること。
- (4) 火災の鎮火放送については、チャイム音及び音声合成音により放送できること。
- (5) 指令台の万が一の障害時には、手動操作を可能とすること。
- (6) 消防団招集及び一般住民への災害情報等の提供を行う重要な設備であることを考慮し、バックアップを考慮すること。
- (7) その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

15 NET119 緊急通報システム

NET119 緊急通報システムは、受信装置、着信表示灯、着信音送出機等で構成され、音声による通報が困難な聴覚障がい者等が、GPS 機能付携帯通信端末を利用し、アプリ等を使った緊急通報ができる Web システムであり、総務省が定める「119 番通報の多様化に関する検討会報告書(平成 29 年 3 月)」に準拠する仕様とする。

NET119 緊急通報システムの機能等における要求水準については、次のとおりとする。

- (1) 運用中の NET119 緊急通報システムを指令台と連携させること(既設機器の更新は可能とする。)。
- (2) 利用登録者情報について、セキュリティに万全を期し移行すること。
- (3) 移行に伴う利用者端末の設定変更等が生じないよう十分に配慮すること。
- (4) その他(受注者が製造又は調達する NET119 緊急通報システムの標準的な機能)

16 FAX119 受信装置

本装置は、聴覚障がい者等からの FAX による緊急通報を 119 番回線に着信させ、受信装置への転送が行えるものであること。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

- (1) 指令台の受付操作で、支援情報ディスプレイ等に FAX 通報の内容表示が行えること。
- (2) 指令台側のボタン操作で、受信装置に転送が行え、出力ができること。

- (3) 通報内容はイメージ情報として保存が行えること。
- (4) 統合型位置情報通知装置との連携が可能であること。
- (5) その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

17 メール 119 受信装置

本装置は、受信装置及び着信表示灯で構成され、聴覚障がい者等からの E メールによる 119 番通報を受信する装置であること。

本装置の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

- (1) メール着信時、警告音を鳴らすとともに、表示灯で指令員へ着信を通知できること。
- (2) ディスプレイ等に通報内容の表示が行えること。
- (3) その他(受注者が製造又は調達する本装置の標準的な機能)

18 構内電話交換設備

本設備は、消防本部及び署所の各回線交換を実現するものであること。

本設備の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

- (1) 相互通話ができること。
- (2) 外線等の電話応答及び内線転送ができること。
- (3) 通話内容のモニタ及び録音ができること。
- (4) 設置する電話機間で内線通話ができること。
- (5) 短縮ダイヤル機能を有すること。
- (6) ナンバーディスプレイ機能を有すること。
- (7) パーク保留機能等、外線の引き継ぎがスムーズに行える機能を有すること。
- (8) システム容量は、次のとおり現状程度とし、詳細は別途協議とする。

ア 外線 INS 回線 : 実装 2 回線/容量 10 回線以上

イ 外線アナログ回線 : 実装 2 回線/容量 10 回線以上

- (9) その他(受注者が製造又は調達する本設備の標準的な機能)

19 駆込み通報用電話設備

本設備は、署所の玄関付近に設置し、当該署所に職員が不在の場合、本設備を使用して指令台と直接通話ができ、指令台側においては 119 番通報受信時と同様に、自動出動指定装置と連携して事案処理が開始できるものであること。また、駆込み通報用の電話設備であることを住民に周知するため、わかりやすく見やすい看板を本設備付近に設置することとする。

20 署所監視カメラ設備

本設備は、署所の駆込み通報用電話設備に併設し、駆込み通報者対策及び防犯目的で設置するもので、監視カメラ映像を指令室で常時確認できるような構成とすること。なお、新庁舎については、駆込み通報用電話設備に併設するカメラの他に、発注者が指定する屋外4か所にも設置することとする。

本設備の機能等における要求水準については、次のとおりとする。

- (1) 駆込み通報用電話設備に併設し、通報者を映像確認できること。
- (2) Web カメラ等を使用し、広範囲の撮影が行えること。
- (3) ズーム、映像録画等の遠隔制御が指令室で行えること。
- (4) 多目的情報表示盤等に表示できること。
- (5) 映像は必要に応じて分割表示又は拡大表示が行えること。
- (6) その他(受注者が製造又は調達する本設備の標準的な機能)

21 消防 OA システム

消防 OA システムは、消防 OA サーバ、クライアント PC 端末、プリンタ、スキャナ等で構成され、各種データを電子化、効率化及びペーパーレス化し、各種データベースの共有化により、迅速かつ的確な消防行政の実現を図ることを目的とする。本部各課及び署所に設置するクライアント PC 端末からのデータ入力により、入力データのオンライン更新が図れるほか、各種集計帳票、国表帳票の出力等を可能とすること。また、自動出動指定装置と連携し、災害受付事案のデータが反映されること。なお、各システムは、法令改正に伴う帳票変更に対応できるものを採用すること。

消防 OA システムの機能等における要求水準については、次のとおりとする。

(1) ソフト構成

消防 OA システムで使用する各ソフトウェアのライセンスは、次のとおりとする。

ア 火災統計システム	10 ライセンス
イ 救助統計システム	10 ライセンス
ウ その他災害システム	10 ライセンス
エ 救急統計システム	15 ライセンス
オ 水利管理システム	5 ライセンス
カ 防火対象物管理システム	10 ライセンス
キ 危険物施設管理システム	2 ライセンス
ク 救命講習管理システム	3 ライセンス
ケ 職員管理システム	3 ライセンス
コ 車両管理システム	3 ライセンス
サ 安全協会会員管理システム	2 ライセンス

シ 勤務手当管理システム 10 ライセンス

- (2) 各種集計帳票、統計帳票、国表帳票、ユーザ独自帳票等の作成及び出力が行えること。
- (3) 国へ提出するオンライン報告用の CSV ファイルの出力が行えること。また、出力したファイルは可搬媒体を介して、消防庁提供のオンラインツールに取り込むことができること。
- (4) 災害事案データを任意のタイミングで取り込むことができること。
- (5) 水利、防火対象物、危険物施設等の必要な支援情報は、当該目標物の位置情報と併せて指令台への反映が行えること。
- (6) クライアント PC 端末から Web ブラウザ等を利用して、データ入出力処理を行うシステムとすること。
- (7) クライアント PC 端末には、ブラウザ、Acrobat Reader のみ搭載されていれば動作可能とし、他に特別なソフトをインストールしなくても使用が可能であること。
- (8) データの一元管理が行えること。
- (9) 使用ライセンスは、同時使用ライセンス方式とすること。
- (10) 消防 OA システムのバージョンアップ、法令改正対応、システム追加を行う際には、クライアント PC 端末への変更作業が発生しない仕組みとすること。
- (11) 各種帳票出力は Excel の他に、出力帳票を PDF ファイル化する出力方式を選択できること。
- (12) 入力項目は、必須入力項目、国表集計対象項目の識別ができること。
- (13) 国表集計に関わるデータの突合チェックが行え、突合エラー内容を文字表示できること。また、消防独自の突合条件を設定することができ、必要に応じて突合チェックができること。
- (14) 入力状態(入力中、入力完了、入力承認等)の識別ができること。
- (15) 任意の検索項目、検索条件、並び替え条件等の出力条件を設定し検索が行えること。
- (16) 入力項目の追加等に柔軟に対応させるため、十分な予備項目をあらかじめ具備すること。
- (17) 事案台帳への登録は、事案情報の取り込みによるもののほか、任意のタイミングで新規作成し登録が行えること。
- (18) 自由項目設定機能を有すること。
- (19) 効率的に業務を進められるように、転記機能及び遷移機能を有すること。
- (20) プルダウン方式等による入力簡素化機能を有すること。
- (21) 図面、画像、資料等のファイル添付機能を有すること。
- (22) 消防 OA システム管理について、常にサーバの稼働状況を監視すること。

- (23) 機能別に操作権限範囲の設定が行えること。
- (24) アクセスログの記録及び管理ができること。
- (25) パフォーマンスを常に安定したものとする。
- (26) サーバで管理されているデータベースは個人情報扱うため、消防 OA システム以外から情報を抜き出すことができないようにすること。
- (27) 入力事務の負担軽減を十分考慮した機能を充実させること。
- (28) その他(受注者が製造又は調達する消防 OA システムの標準的な機能)

22 避雷装置

本装置は、商用電源系及び NTT ライン系から突入する誘導サージ波あるいは雷サージによる機器破壊衝撃を緩和減衰し、本システムを構築する各機器を保護できるものであること。

23 現場映像伝送装置

本装置は、災害現場の映像を指令室に送信し、指令室及び災対室にて情報共有を行い、迅速な災害対策指揮を図る目的で設置する。消防本部の指揮車両に送信側装置を搭載し、災害現場映像を指令室及び災対室に設置するモニタに映像出力できるものであること。また、指令室(受信側装置)でカメラの操作、録画等が行えること。

24 拡張台

拡張台は、指令台等とテーブル面の高さ、奥行き等の寸法及び色調を合致させた構造の据置台であること。各装置の配置状況に応じた必要数とする。

25 調度品・予備品・付属品

システムの運用及び維持管理上、次に掲げる付属品等を納入すること。

No	品 名	数量	備 考
1	システム紹介 DVD	2 枚	署見学等来庁者向けにシステム紹介ができる内容とする。
2	広報用パンフレット	1 式	通信指令業務全般に係る内容とし、フルカラー A 4 で 6 頁程度とする。 1,000 部+電子データ 1 部
3	プリンタトナー	18 式	OA プリンタ用及び指令情報出力プリンタ用
4	プリンタ用紙	10 箱	A 4 (500 枚× 5 包入) 10 箱
5	指令台用椅子	8 式	指令員の身体的疲労を軽減でき、長時間使用でも苦痛を感じないもの。
6	ヘッドセット	8 式	双頭プラグセット等含む

7	指令台用マウス	16 式	指令台対応
8	指令台用 HDD 等	10 式	指令台用及び署所端末用
9	車両運用端末装置	2 式	

※その他、指令業務に必要と思われるものについては、発注者と協議を行うこと。

第4章 施工

1 適用範囲

本システムの設置施工、配線施工等に適用するものであるが、本システムの整備に伴う周辺機器の設置、収容器材の配置に至るまで全てにおいて発注者の承諾を得ること。なお、施工に際し必要な費用は全て受注者の負担とし、既設構築業者との調整が必要な場合は、受注者が直接行うこと。

2 施工範囲

- (1) 納入機器の機器据付、既設機器等の移設
- (2) 納入機器に要する電源線、接地線等の配線接続
- (3) 機器相互間のケーブル等布設接続
- (4) 試験及び上記各項目関連作業
- (5) その他発注者が指示する事項

3 施工方法

通信指令業務の円滑を図り、常に機能を維持するため、耐風、耐水、耐震及び耐久性に十分配慮して施工すること。また、屋内及び屋外施工について、それぞれの施工環境に応じた適切な方法により行うこと。なお、本書に記載されていない事項については、発注者と協議を行い施工すること。

4 保護及び危険防止

- (1) 施工に際して建物機器及び配線等に損傷を与えないよう、適切な保護及び養生を行うこと。万が一損傷を与えた場合は、発注者の指示に従い、速やかに復旧させること。
- (2) 施工に際して危険がある箇所には、作業員等が安全に就業できるよう適切な危険防止設備を設けること。万が一事故が発生した場合は、速やかに適切な応急処置を行うとともに、直ちに監督職員に報告し指示を受けること。なお、この処置については、受注者の責任において処理すること。

5 仮設及び移設

- (1) 施工に際して既設の設備が配置上支障となる場合は、発注者と協議のうえ、適切な場所に仮設又は移設をすること。
- (2) 仮設及び移設に伴う設備の運用停止期間は、発注者と協議のうえ、速やかに処置すること。

6 機器据付

- (1) 機器の据付けは、耐震性を十分考慮して堅牢強固に行うこと。
- (2) 機器の据付けには、架台を使用し、清掃用具等による損傷及び漏水を防ぐよう配慮すること。
- (3) 車両搭載機器の設置作業については、実働車両であることを十分に考慮すること。運用切替までは既設機器にて運用を行うため、運用及び設置に支障がないようにすること。署所への設置作業についても同様とする。なお、設置に伴い撤去された既設機器については、一覧表を作成し、発注者の承認を得たうえで、発注者に引き渡すこととする。

7 配線施工

- (1) 配線は、他の電源線等による影響を受けないように配慮すること。
- (2) 配線環境に応じた適切な方法により行うこと。
- (3) 各種ケーブルの端末部には、端子名等を明記した銘板をつけること。

第5章 検査等

1 一般事項

- (1) 検査は、工場での製造状況の確認を行う工場検査、工場出荷前に製品検査等を行う中間検査、製品等搬入時に行う納品検査、納品検査後に本システム動作試験等を行う完成検査とする。
- (2) 受注者は、検査のために必要な資料の提出、必要な役務、資材の提出等を行うものとする。
- (3) 受注者は、あらかじめ検査の時期を工程表に明示して、工程を管理するものとする。
- (4) 受注者は、検査の結果、補修又は改造が必要となったときは、発注者の指定する期日までに補修又は改造を完了し、その旨を発注者に通知するものとする。
- (5) 受注者は、本章の各検査に加え、当該総合通信局及びNTT等関係機関の検査に立ち会い、指示事項については速やかに処理するものとする。
- (6) 発注者は、各検査に際し、必要と認めたときは受注者に対して質問又は指示を行うことができるものとする。
- (7) 当該検査に係る費用は全て受注者の負担とする。

2 事前準備等

- (1) 受注者は、電源投入の前に機器間配線(絶縁、導通等)の点検及び清掃を行うものとする。
- (2) 受注者は、電源投入の前に機器の動作状態を綿密に確認したうえで検査を行うものとする。
- (3) 受注者は、試験に使用する測定器の名称、校正年月日及び製造会社名を試験成績書に記載するものとする。

3 検査項目

- (1) 工場検査
 - 工場での製造状況について必要に応じて行う検査とする。
 - ア 受注者は、検査の1か月前までに「工場検査実施要領書」を提出し、発注者の承認を受けること。
 - イ 工場検査実施要領書は、検査項目、検査方法、検査手順、合否判定基準、その他必要な事項を記載するものとする。
 - ウ 発注者の立会いは、協議により必要に応じて実施するものとする。
 - エ 受注者は、検査終了後速やかに報告書を発注者に提出すること。
- (2) 中間検査
 - 工場出荷前に必要に応じて行う検査とする。

ア 受注者は、検査の1ヶ月前までに「中間検査実施要領書」を提出し、発注者の承認を受けること。

イ 中間検査実施要領書は、検査項目、検査方法、検査手順、合否判定基準、その他必要な事項を記載するものとする。

ウ 発注者の立会いは、協議により必要に応じて実施するものとする。

エ 受注者は、検査終了後速やかに報告書を発注者に提出すること。

(3) 納品検査

主要装置及び主要機器の搬入時に、契約数量に対する全数検査を実施する検査とする。

ア 受注者は、検査の1か月前までに「納品検査実施要領書」を提出し、発注者の承認を受けること。

イ 納品検査実施要領書は、型式確認、製造番号確認、数量確認、外観検査を含む検査項目、合否判定基準、その他の必要事項を記載するものとする。

ウ 発注者の立会いのもと実施するものとする。

エ 受注者は、検査終了後速やかに報告書を発注者に提出すること。

(4) 完成検査

前述の検査合格後に実施する最終的な検査とする。据付完了後、本番環境で利用可能であることを確認できる評価指標を設定したうえで実施する動作試験も含む。

ア 受注者は、検査の1ヶ月前までに「完成検査実施要領書」を提出し、発注者の承認を受けること。

イ 完成検査実施要領書は、設計図書等を基に、提出書類等の審査、機器等の指定照合、数量、機器等の据付状況、総合的な動作試験等を含む検査項目、合否判定基準、その他必要な事項を記載するものとする。

ウ 発注者の立会いのもと実施するものとする。

エ 完成検査は、本書、仕様書、契約書、承認図等に基づき、本システムの総合的な動作試験等を実施し、指摘事項等は記録し報告書にまとめて提出し承認を受けること。

オ 受注者は、検査終了後速やかに動作試験成績書を含む報告書を発注者に提出すること。

カ 完成検査の合格をもって検収終了とする。

第6章 研修

1 一般事項

受注者は、本システムの円滑な運用を図るため、運用開始までに関係職員に運用及び操作に関する研修を実施するものとする。研修は、システム管理者研修、指令員研修及び職員研修とし、受注者は事前に各研修計画書を発注者に提出し承認を得ること。なお、当該研修に係る費用は全て受注者の負担とする。

2 研修項目

(1) システム管理者研修

発注者が指定する本システム管理者に対して行う研修で、システム監視装置を中心に一般的なメンテナンス、障害対応等についての研修を行う。

(2) 指令員研修

119番通報の受付から事案終了までの通信指令業務全般における操作方法、一般的なメンテナンス、障害対応等についての研修を行う。

(3) 職員研修

職員全員に対して行う研修で、署所端末装置、車両運用端末装置、消防OAシステムの操作方法、一般的なメンテナンス、障害対応等についての研修を行う。

3 研修資料

受注者は各研修資料として、機器取扱説明書、操作説明書等を基とした分かりやすい資料を作成し、事前に発注者の承認を得ること。

別表第 1 - 1

10 出動車両運用管理装置(車両運用端末装置、車外設定端末装置)

23 現場映像伝送装置(送信側装置)

No	車両名	署所	種別	車両端末	車外端末	車両電圧	備考
1	102	北消防署	ポンプ車	○	○	24	緊急車両
2	104	北消防署	タンク車	○	○	24	緊急車両
3	105	北消防署	救急車	○		12	緊急車両
4	106	北消防署	救急車	○		12	緊急車両
5	107	北消防署	はしご車	○	○	24	緊急車両
6	108	北消防署	救助工作車	○	○	24	緊急車両
7	109	北消防署	ポンプ車	○	○	24	緊急車両・非常用
8	110	北消防署	搬送車	○		12	緊急車両
9	202	美里分署	ポンプ車	○	○	24	緊急車両
10	205	美里分署	救急車	○		12	緊急車両
11	802	網田分署	ポンプ車	○	○	24	緊急車両
12	805	網田分署	救急車	○		12	緊急車両
13	301	南消防署	署長車	○		12	緊急車両
14	302	南消防署	ポンプ車	○	○	24	緊急車両
15	303	南消防署	化学車	○	○	24	緊急車両
16	305	南消防署	救急車	○		12	緊急車両
17	306	南消防署	救急車	○		12	緊急車両
18	308	南消防署	救助工作車	○	○	24	緊急車両
19	309	南消防署	潜水車	○		12	緊急車両
20	310	南消防署	搬送車	○		24	緊急車両
21	402	三角分署	ポンプ車	○	○	24	緊急車両
22	405	三角分署	救急車	○		12	緊急車両
23	602	豊野分署	ポンプ車	○	○	24	緊急車両
24	605	豊野分署	救急車	○		12	緊急車両
25	902	小川分署	ポンプ車	○	○	24	緊急車両
26	905	小川分署	救急車	○		12	緊急車両
27	指揮 1	消防本部	指揮車	○		12	緊急車両・映像送信側装置
28	701	消防本部	指令車	○		12	緊急車両
29	703	消防本部	査察車	○		12	
30	705	消防本部	連絡車	○		12	
31	706	消防本部	救急車	○		12	緊急車両・非常用

別表第 1 - 2

14 防災無線等集中制御装置

関係市町の既設状況 ※整備中及び整備予定含む

No	構成市町		メーカー	区分	備考
1	宇土市		NEC	デジタル	
2	宇城市	松橋	NEC	デジタル	
3		豊野	NEC	デジタル	
4		三角	NEC	デジタル	
5		不知火	NEC	デジタル	
6		小川	パナソニック	アナログ	令和 2 年度整備予定 (NEC 予定)
7	下益城郡美里町		日立	デジタル	

18 構内電話交換設備(交換機、多機能電話機)

No	配置部署	交換機	電話機	コードレス	備考
1	消防本部・北消防署	1	60	2	新庁舎
2	美里分署		2	1	
3	網田分署		2	1	
4	南消防署	1	10	3	
5	三角分署		2	1	
6	豊野分署		2	1	
7	小川分署		2	1	

19 駆込み通報用電話設備

20 署所監視カメラ設備

No	設置部署	駆込み通報用電話	監視カメラ	備考
1	消防本部・北消防署	1	5	新庁舎
2	美里分署	1	1	
3	網田分署	1	1	
4	南消防署	1	1	
5	三角分署	1	1	
6	豊野分署	1	1	
7	小川分署	1	1	

別表第 1－3

21 O A システム(クライアント PC 端末、プリンタ、スキャナ)

クライアント PC 端末等配置

No	配置部署	PC 端末	プリンタ、スキャナ		備考
1	消防本部総務課	4 台	プリンタ 1 台	スキャナ 1 台	新庁舎
2	消防本部警防課	3 台	プリンタ 1 台		
3	消防本部予防課	5 台	プリンタ 1 台		
4	消防本部指揮課	1 台			
5	消防本部通信指令課	1 台	プリンタ 1 台		
6	北消防署	3 台	プリンタ 1 台		
7	美里分署	2 台	プリンタ 1 台		
8	網田分署	2 台	プリンタ 1 台		
9	南消防署	3 台	プリンタ 1 台		
10	三角分署	2 台	プリンタ 1 台		
11	豊野分署	2 台	プリンタ 1 台		
12	小川分署	2 台	プリンタ 1 台		